

訪問看護 の導入

主治医に相談 していますか？



注目!

区内の医師から、こんな声が届きました。



「主治医の知らないところで訪問看護サービスの調整がされていた」

「何の相談もなく、訪問看護指示書作成の依頼が突然届いた」



訪問看護サービスは、在宅において療養が必要な状態にあり、訪問看護が必要と主治医が判断した方が利用できます。



訪問看護導入の流れ



- ① 訪問看護が必要と考えた場合、必ず主治医に相談してください。
- ② 在宅での生活状況、ケアマネジャーとして訪問看護が必要と考える理由について主治医に説明・報告をしてください。
- ③ 利用者や家族の状況、ケアマネジャーの報告などから、 主治医は訪問看護導入の必要性を判断します。
- ④ 主治医が訪問看護導入の判断をした場合、主治医・利用者・家族と相談し訪問看護ステーションを選択します。
- ⑤ 選択した訪問看護ステーションに支援を依頼します。
- ⑥ 主治医へ訪問看護指示書の作成依頼を送付します。

＜お問い合わせ先＞

名古屋市はち丸在宅支援センター（運営：一般社団法人名古屋市医師会）

TEL : 052-971-0874 / FAX : 052-971-0875

(2024年5月作成)